社会民主党
自由民主党
チームみらい
中道改革連合
日本維新の会
日本保守党
立憲民主党
れいわ新選組

○外務省告示第二百二十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）を実施するため、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認める施設を重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項第二号又は第三号に規定する対象外国公館等として指定する基準を次のように定め、令和八年七月十四日から適用する。

令和八年七月十日

外務大臣　茂木　敏充

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項第二号又は第三号に規定する対象外国公館等として指定する基準

一　国際情勢等に鑑み、危害を受けるおそれのある外国要人若しくは賓客としての接遇が外交上特に必要であると認められる外国要人の所在する施設又は当該外国要人が参加する国際会議の準備若しくは運営のために使用される施設

二　外交上重要な国際会議又は外交上極めて重要な首脳会談等のために使用される施設

三　外国政府若しくは国際機関から指定の要請があった施設

○農林水産省告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字上津川字ゴウシキ七一〇、七一二、七一六、七一八の一、七一八の二、七二〇の一、七二〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字東有田字祝原一三一一の一、一三一五の一、一三一五の二、一三一七の一、一三二五、一三二九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字羽田字宮山一八四三、一八四六、一八四七、一八五五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮山一八四三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県由布市湯布院町川上字内野一一四の一（次の図に示す部分に限る。）、一一四の四、字ツブレ一二〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字恵良字見良津一二三二の二、一二三二の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）